

令和2年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和2年度11月補正予算等関係)

警察本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	3 4
	2 歳入歳出事項別明細書	/	5～6
	3 債務負担行為に関する調書	/	7～8

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第11号	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	生活安全 企画課	9～13

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月6日専決)	監察課	14
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月6日専決)	監察課	15
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月6日専決)	監察課	16

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	17,028,542	3,120	17,031,662				3,120	
合計	17,028,542	3,120	17,031,662				3,120	

説明

- 警察職員費

3,120千円

[債務負担行為額]8,352千円

(部内選考による整備士候補要員に国家資格（二等航空整備士）を取得させるための経費）

令和2年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察職員費	414,806	[債務負担行為額] 3,120	[債務負担行為額] 417,926				[債務負担行為額] 3,120	
トータルコスト	892,591	3,907	896,498	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	100.1人	0.1人	100.2人	連絡調整、契約				
工程表の政策目標 (指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業概要</p> <p>警察用航空機は保有機体数に2を乗じた数を超える整備士の配置が義務付けられており、当県で保有する航空機1機の稼働維持のためには整備士3名体制の確保が必要であるところ、現員は2名で、それぞれ令和5年度末、令和6年度末の退職を控えており、早急に整備士の確保が必要であることから、部内選考による3名の整備士候補要員を航空整備専門学校に3年間入校させて国家資格(二等航空整備士)を取得させ、整備士3名体制を早期に確立させるための経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>部内選考による整備士候補要員3名を専門学校に入校させ、国家資格(二等航空整備士)を取得させる。</p> <p>3 所要経費</p> <p>令和2年度補正予算額 3,120千円 債務負担行為額 8,352千円(令和3年度~令和5年度) 合計 11,472千円</p>								

令和2年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

(単位：千円)

款 項 目	9 款 警察費									
	補正前	補正額	補正後	うち警察本部						
				補正前	補正額	補正後	1 項 警察管理費			
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	補正前	補正額
1 報 酬	189,717		189,717	189,717		189,717	189,393		189,393	
2 給 料	5,601,979		5,601,979	5,601,979		5,601,979	5,601,979		5,601,979	
3 職員手当等	5,063,977		5,063,977	5,063,977		5,063,977	5,063,977		5,063,977	
時間外手当	1,195,119		1,195,119	1,195,119		1,195,119	1,195,119		1,195,119	
特殊勤務手当	86,565		86,565	86,565		86,565	86,565		86,565	
退職手当	791,127		791,127	791,127		791,127	791,127		791,127	
その他の手当	2,843,530		2,843,530	2,843,530		2,843,530	2,843,530		2,843,530	
児童手当	147,636		147,636	147,636		147,636	147,636		147,636	
4 共 済 費	1,894,496		1,894,496	1,894,496		1,894,496	1,894,496		1,894,496	
職員に係るもの	1,861,665		1,861,665	1,861,665		1,861,665	1,861,665		1,861,665	
賃金に係るもの	32,831		32,831	32,831		32,831	32,831		32,831	
5 災 害 補 償 費	11,185		11,185	11,185		11,185	11,185		11,185	
6 恩給及び退職年金	19,620		19,620	19,620		19,620	19,620		19,620	
7 報 償 費	58,156		58,156	58,156		58,156	45,241		45,241	
8 旅 費	103,214		103,214	103,214		103,214	50,760		50,760	
費用弁償	7,655		7,655	7,655		7,655	7,590		7,590	
普通旅費	90,246		90,246	90,246		90,246	41,952		41,952	
特別旅費	5,313		5,313	5,313		5,313	1,218		1,218	
9 交 際 費	350		350	350		350	350		350	
10 需 用 費	692,035		692,035	692,035		692,035	348,414		348,414	
11 役 務 費	343,636		343,636	343,636		343,636	71,239		71,239	
12 委 託 料	731,123	3,120	734,243	731,123	3,120	734,243	457,375	3,120	460,495	
13 使用料及び賃借料	808,816		808,816	808,816		808,816	493,378		493,378	
14 工 事 請 負 費	1,234,359		1,234,359	1,234,359		1,234,359	317,296		317,296	
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	237,128		237,128	237,128		237,128	4,486		4,486	
18 負担金、補助及び交付金	29,416		29,416	29,416		29,416	14,697		14,697	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	44		44	44		44	44		44	
22 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15				
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費	9,276		9,276	9,276		9,276	9,276		9,276	
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	17,028,542	3,120	17,031,662	17,028,542	3,120	17,031,662	14,593,206	3,120	14,596,326	
財 源 内 訳	国庫支出金	374,902		374,902	374,902		374,902	24,588		24,588
	起 債	706,000		706,000	706,000		706,000	350,000		350,000
	そ の 他	811,922		811,922	811,922		811,922	774,220		774,220
	一 般 財 源	15,135,718	3,120	15,138,838	15,135,718	3,120	15,138,838	13,444,398	3,120	13,447,518

(単位：千円)

款 項 目	警察本部合計						
	2目 警察本部費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
	節						
1 報 酬	183,321		183,321	189,717		189,717	
2 給 料	5,601,979		5,601,979	5,601,979		5,601,979	
3 職員手当等	5,063,977		5,063,977	5,063,977		5,063,977	
時間外手当	1,195,119		1,195,119	1,195,119		1,195,119	
特殊勤務手当	86,565		86,565	86,565		86,565	
退職手当	791,127		791,127	791,127		791,127	
その他の手当	2,843,530		2,843,530	2,843,530		2,843,530	
児童手当	147,636		147,636	147,636		147,636	
4 共 済 費	1,894,496		1,894,496	1,894,496		1,894,496	
職員に係るもの	1,861,665		1,861,665	1,861,665		1,861,665	
賃金に係るもの	32,831		32,831	32,831		32,831	
5 災 害 補 償 費	11,185		11,185	11,185		11,185	
6 恩給及び退職年金				19,620		19,620	
7 報 償 費	45,063		45,063	58,156		58,156	
8 旅 費	49,552		49,552	103,214		103,214	
費用弁償	6,681		6,681	7,655		7,655	
普通旅費	41,722		41,722	90,246		90,246	
特別旅費	1,149		1,149	5,313		5,313	
9 交 際 費	300		300	350		350	
10 需 用 費	226,113		226,113	692,035		692,035	
11 役 務 費	63,521		63,521	343,636		343,636	
12 委 託 料	84,695	3,120	87,815	731,123	3,120	734,243	
13 使用料及び賃借料	369,457		369,457	808,816		808,816	
14 工 事 請 負 費				1,234,359		1,234,359	
15 原 材 料 費							
16 公有財産購入費							
17 備 品 購 入 費	3,300		3,300	237,128		237,128	
18 負担金、補助及び交付金	11,663		11,663	29,416		29,416	
19 扶 助 費							
20 貸 付 金							
21 補償、補填及び賠償金	44		44	44		44	
22 償還金、利子及び割引料				15		15	
23 投資及び出資金							
24 積 立 金							
25 寄 付 金							
26 公 課 費	8,818		8,818	9,276		9,276	
27 繰 出 金							
予 備 費							
計	13,617,484	3,120	13,620,604	17,028,542	3,120	17,031,662	
財 源 内 訳	国庫支出金	24,588		24,588	374,902		374,902
	起 債				706,000		706,000
	そ の 他	361,537		361,537	811,922		811,922
	一 般 財 源	13,231,359	3,120	13,234,479	15,135,718	3,120	15,138,838

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和2年度 安全運転講習費	会計課	千円 126,228		千円	令和3年度から 令和4年度まで	千円 126,228	千円	千円	千円 126,228	千円
令和2年度 警察財産管理費	会計課	千円 328,850			令和3年度から 令和6年度まで	千円 328,850				千円 328,850
令和2年度 鑑識活動運営費	会計課	千円 2,601			令和3年度から 令和5年度まで	千円 2,601				千円 2,601

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
								国庫支出金	地方債	その他	
令和2年度 警察職員費	会計課	補正前	千円 28,160			令和4年度	千円 28,160			千円 28,160	
		補正	68,193			令和3年度から 令和5年度まで	68,193			35,540 32,653	
		補正後	96,353			令和3年度から 令和5年度まで	96,353			35,540 60,813	
令和2年度 一般警察活動・人材育成費	会計課	補正前	3,839			令和3年度から 令和7年度まで	3,839	1,919		1,920	
		補正	625			令和3年度から 令和4年度まで	625	312		313	
		補正後	4,464			令和3年度から 令和7年度まで	4,464	2,231		2,233	

<p>条 例 名 等</p>	<p>公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 撮影機器の小型化及び高性能化が進み、盗撮行為がますます悪質かつ巧妙なものとなっていることに鑑み、盗撮行為の規制を強化するとともに、特定の者に対して、つきまとい等の嫌がらせ行為を反復して行うことを禁止するため所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 卑わいな行為等を禁ずる場所として、集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定又は多数の者が利用するような場所又は乗物を加え、禁ずる行為として、次の行為を加える。</p> <p>ア 下着等を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。</p> <p>イ 衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、下着等の映像を見、又は撮影し、若しくは録画すること。</p> <p>(2) 何人も、正当な理由なく、次の場所における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置してはならないものとする。</p> <p>ア 公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所</p> <p>イ 住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所（アに該当するものを除く。）</p> <p>(3) 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の行為を反復して行ってはならないものとする。</p> <p>ア つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</p> <p>イ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>ウ 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p> <p>エ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p> <p>オ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。</p> <p>カ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>キ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>ク その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>(4) 罰則の新設・強化</p> <p>ア 卑わい行為のうち、のぞき、盗撮行為の罰則の引き上げ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (常習としていずれかに違反した者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)</p> <p>イ その他卑わい行為の罰則引き上げ、嫌がらせ行為の罰則の新設 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (常習としていずれかに違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)</p> <p>ウ 不当な客引行為の両罰規定の新設 行為者のほかに法人又は責任者に対し、該当罰金刑を科す。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 施行期日は、令和3年4月1日とする。</p>

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(卑わいな行為等の禁止)</p> <p>第3条 何人も、<u>公共の場所若しくは公共の乗物又は集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定若しくは多数の者が利用するような場所若しくは乗物において、人に対し、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること<u>（公共の場所又は公共の乗物において行うものに限る。）</u>。</p> <p>(2) 衣服等で覆われている内側の人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見すること。</p> <p>(3) <u>下着等を写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。</u></p> <p>(4) <u>衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、下着等の映像を見、又は撮影し、若しくは録画すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること（公共の場所又は公共の乗物において行うものに限る。）</u>。</p> <p>2 何人も、<u>正当な理由がないのに、次に掲げる場所における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態を写真機等を用いて撮影し、若しくは録画し、又は撮影し、若しくは録画する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置してはならない。</u></p> <p>(1) <u>公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所</u></p> <p>(2) <u>住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所（前号に該当するものを除く。）</u></p>	<p>(卑わいな行為等の禁止)</p> <p>第3条 何人も、<u>公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。</p> <p>(2) 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくは録画すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u></p> <p>2 何人も、<u>みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影し、又は録画してはならない。</u></p>

(嫌がらせ行為の禁止)

第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他当該特定の者が通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその

知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第5条 略

(押売行為等の禁止)

第6条 略

(景品買い行為の禁止)

第7条 略

(不当な客引行為の禁止)

第8条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等により執ような客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第9条 略

(罰則)

第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第2条又は第5条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

6 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第4条 略

(押売行為等の禁止)

第5条 略

(景品買い行為の禁止)

第6条 略

(不当な客引行為の禁止)

第7条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等によりしつような客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第8条 略

(罰則)

第9条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第7条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第5項（第8条に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年11月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年11月6日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金80,300円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和2年6月19日 午前9時20分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市嶋地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・ 損害賠償額 80,300円 うち、保険支払額50,300円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）・ 県側車両損害額 124,333円 うち、相手方からの賠償額99,466円、県費支出額24,867円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年11月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年11月6日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 琴浦町</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金27,500円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和2年8月26日 午前11時57分頃</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字赤碕地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県琴浦大山警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、対向車を避けるため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するガードパイプに衝突し、同ガードパイプを破損させたものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・ 損害賠償額 27,500円 うち、県費支出額27,500円（保険契約による免責額3万円以内）・ 県側車両損害額 0円（修理不要）

件名	議会の委任による専決処分の報告について (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年11月6日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年11月6日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 八頭郡八頭町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金217,600円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年8月29日 午後11時14分頃 イ 事故発生場所 鳥取市吉方地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方所有の小型乗用自動車の後方に停止していた際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同車両に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・ 損害賠償額 217,600円 うち、保険支払額187,600円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）・ 県側車両損害額 0円（修理不要）